

2018

焼津市 みどりの 基本計画

緑と水辺の

魅力をはぐくみ

未来へつなげるまち



平成 31 年 3 月



目次

はじめに	1
(1) 計画の目的	1
(2) みどりの基本計画とは	1
(3) 計画の位置づけ	1
(4) 都市の緑の機能	2
(5) 目標年次	2
1 章 現況調査	3
1-1 本市の概要	3
1-2 自然的条件調査	4
(1) 緑の現況量	4
(2) 地形及び水系調査	6
1-3 社会的条件調査	8
(1) 人口総数・面積	8
(2) 土地利用の現況	9
(3) 都市施設	11
1-4 緑地と緑化の現況	12
(1) 緑地現況量	13
(2) 施設緑地の現況	15
(3) 地域制緑地の現況	27
1-5 上位・関連計画の把握	30
(1) 第6次焼津市総合計画（平成30年3月）	30
(2) 焼津市都市計画マスタープラン（平成28年5月）	32
(3) 焼津市景観計画（平成30年7月）	34
(4) 第2次焼津市環境基本計画（平成30年3月）	34
(5) 第4次焼津市国土利用計画（平成30年3月）	34
(6) 焼津ダイヤモンド構想（平成29年2月）	35
2 章 調査結果の評価	37
2-1 評価項目の整理	37
2-2 分野別の評価	39
(1) 環境保全	39
(2) レクリエーション	42
(3) 防災	45
(4) 景観形成	47

2-3 計画課題の整理	50
(1) 分野別の評価に基づく課題	50
(2) 本市の総合的なまちづくりへの課題	54
3章 基本理念と基本方針	56
(1) 基本理念	56
(2) 緑と水辺の将来像（配置方針）と基本方針	57
(3) 施策体系	64
4章 計画目標	66
5章 緑と水辺の保全、創出、活用に関する施策	68
基本方針1 特徴ある緑を守り活用する	69
基本施策1-(1) 自然の緑と水辺の保全及び活用	69
基本施策1-(2) 歴史・文化的緑の保全及び活用	71
基本施策1-(3) 農地の保全と活用	73
基本方針2 緑あふれるまちづくりを進める	74
基本施策2-(1) 身近な公園の整備	74
基本施策2-(2) シンボルとなる空間の創出	76
基本施策2-(3) 民有地と公共施設の緑化	79
基本方針3 緑と水辺で人々の交流を促進する	81
基本施策3-(1) 地域資源を活かしたネットワークの構築	81
基本施策3-(2) 緑（桜）と水辺の回廊づくり	82
基本方針4 緑に関わる意識と人づくり	83
基本施策4-(1) 緑を知る機会の充実	83
基本施策4-(2) 緑を学ぶ機会の充実	84
基本施策4-(3) 緑と水辺を守り育てる活動の支援・育成	84
6章 計画の推進システム	86
(1) 計画の推進体制	86
(2) 計画の進捗管理	87
7章 都市公園の整備と維持管理の方針	88
(1) 公園整備の現況と課題	88
(2) 都市公園の整備方針	91
(3) 都市公園の管理方針	94
(4) 都市公園の活用方針	96
資料編	97

はじめに

(1)計画の目的

本市は、高草山を中心とした、緑豊かな「焼津アルプス」や、志太平野を潤す豊富な伏流水の源である「大井川」、豊かな海の恵みを育む「駿河湾」などの多くの自然に恵まれており、そのような自然を保全し活用するとともに、自然生態保全に特化した「栃山川自然生態観察公園」、子どもから高齢者まで誰もが楽しめる「大覚寺公園」などの個性豊かな公園や、「いちよう通り」、「けやき通り」に代表される四季折々に季節感と潤いを与えてくれる街路樹などの公共施設の緑化と、「焼津しみどりを育てる条例」により、市民とともに緑豊かなまちづくりを目指し、緑化の推進と保全に取り組んできました。

豊かな緑は、人と自然が共生する都市環境を形成し、市民生活にゆとりと潤いを与えてくれるとともに、自然災害を抑制し都市の安心安全を向上させてくれる貴重な資源です。このような貴重な緑を守り活用し“緑あふれるまち焼津”を未来へとつなげなければなりません。

しかし、地球環境の変化によって自然環境そのものが変化しつつあり、また、少子高齢化・人口減少が進み、地域コミュニティが衰退することにより、住民同士の共助によって形成してきた生活環境も変化しようとしています。このような社会変化に対応し、焼津市の豊かな緑の維持と創出に取り組むため、「みどりの基本計画」を策定します。

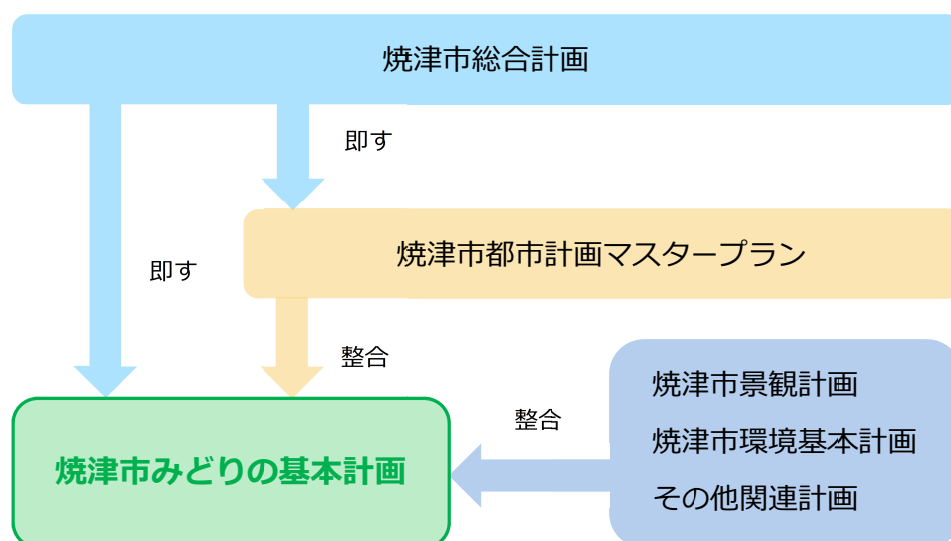
(2)みどりの基本計画とは

都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。

本計画は、緑地の適切な保全及び緑化を推進するため、本市の独自性、創意工夫を発揮し緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進における、緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を整理した総合的計画です。

(3)計画の位置づけ

本計画の位置づけは次のとおりです。



(4)都市の緑の機能

都市の緑は、自然の状態のまま保たれている原生的な自然とは異なり、人間が適正な保全、整備、管理を行うことで存在しうるものであり、多様な機能を持っています。

- 人と自然が共生する都市環境の形成
- 野生生物の生育地・生息地
- 都市の安全性・防災性の向上
- ゆとりと潤いのある生活の実現
- 個性と魅力ある地域づくりの推進
- 質の高い余暇空間の確保

(5)目標年次

本計画は、平成 29 年度（2017）を基準年とし、概ね 20 年後の 2037 年を目標年次とします。

